東京学芸大学教育実践研究　第21集　pp. 37-41，2025

# 教育実習における特別な配慮が必要な生徒への理解と支援に関する現状と課題

三浦　巧也*・橋本　創一**・竹達　健顕**・日下　虎太朗***・杉岡　千宏***
李　受眞****・霜田　浩信*****・渡邉　貴裕******・尾高　邦生******・佐野　昌子*******

（2024年11月18日受理）

MIURA, T., HASHIMOTO, S., TAKETATSU, T., KUSAKA, K., SUGIOKA, C., LEE, S., SHIMODA, H., WATANABE, T., ODAKA, K. and SANO, S.; Understanding and Supporting Students with Special Needs in Educational Practice.
ISSN 2759-4858

This study examines current practices of supporting students who require special attention in regular classrooms. The goal of this analysis is to identify effective teaching methods that address special needs education in curricula. A survey was conducted with 18 university students to explore their specific approaches to supporting students with special needs in their educational training. The participating students identified several complex challenges, such as the language biases, need for further development of teaching methods, diagnostic biases, and need to understand students' emotions. It is expected that guidance programs will be developed to comprehensively and empirically address these diverse factors.

KEY WORDS : Teaching Practice, Students with Special Needs, Teacher Education Program

* *Tokyo University of Agriculture and Technology*
** *Support Center for Special Needs Education and Clinical Practice on Education (SCSC), Tokyo Gakugei University*
*** *Meiji Gakuin University*
**** *Hamamatsu Gakuin University*
***** *Gunma University*
****** *Juntendo University*
******* *Kyoei University*

* 東京農工大学
** 東京学芸大学　特別支援教育・教育臨床サポートセンター
*** 明治学院大学
**** 浜松学院大学
***** 群馬大学
****** 順天堂大学
******* 共栄大学

## Ⅰ．はじめに

今日では，通常学級において特別な配慮が必要な子どもの理解や支援，指導に関わる内容のよりいっそうの充実が求められている（中瀬，2018）。教職課程においては，発達障害の知識と指導について，2019年度から「特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解」が全ての教員免許状取得において設けられた。教員免許状の取得を目指す学生が得られた知識を実践するタイミングは，（近年では学校ボランティアや介助員，支援員として当該の子どもに関わる学生もいるが）教育実習となるケースが多い。

しかしながら，これまでの通常学級における教育実習の研究では，教育実習中における学生の発達障害等の特別な配慮が必要な子どもへの実際の支援・指導の実態を整理した研究は見当たらなかった。

そこで本研究では，普通科の高等学校にて教育実習を行った学生が，教育実習中に発達障害等の特別な配慮が必要な生徒に対して行った支援・指導の実態を整理する。そして，今後の教職課程において，特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援・指導の養成のあり方の視座を得ることを目的とした。

## Ⅱ．方法

### ２．１　調査対象

2024年度に高等学校で教育実習を行ったA大学の学生18名（男性13名，女性５名）のデータを対象とした。なお，学生には，発表等に際し個人情報を遵守し個人が特定されないことを書面・口頭にて伝え，書面による回答をもって承諾を得た。

### ２．２　調査時期

2024年７月から10月を調査時期とし，Googleフォームにて回答を求めた。

### ２．３　事前学習

学生は，大学１および２年生時おいて，「特別支援教育論」（教職課程科目）という授業で，発達障害（ASD・ADHD・LD）に関する基礎的知識を学んでいる。加えて，４年生時では，「教育実習事前事後指導」において，以下の資料を紹介し，必ず教育実習前に目を通すことを指

表１　教育実習事前事後指導における発達障害に関する情報一覧

【参考動画】
・発達障害の定義
https://www.youtube.com/watch?v=3kBHxQNxixE
・中学生、高校生の心の変化と発達障害への対応のポイント
https://www.youtube.com/watch?v=fW-O33ganXI
・発達障害の多彩な症状
https://www.youtube.com/watch?v=P-Wu1xIBOZk
【参考図書】
橋本ら（2020）教職課程コアカリキュラム対応版　キーワードで読み解く特別支援教育・障害児保育＆教育相談・生徒指導・キャリア教育、福村出版（「特別支援教育論」で使用）
【参考資料：合理的配慮】
・特別支援教育総合研究所インクルDB
https://inclusive.nise.go.jp/
・千葉県教育委員会合理的配慮事例集
https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyojireishuu.html
・熊本県教育委員会合理的配慮事例集
https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/52226.html

表２　教育実習における発達障害等の生徒への対応に関する質問項目

・担当する学級において，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒を見つけることができましたか？
・見つけられた発達障害等の特別な配慮が必要な生徒はどのような生徒でしたか？具体的に記述してください。
・担当の先生に，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒について質問しましたか？
・担当の先生に，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒について回答が得られましたか？
・担当の先生から聞いた，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒について具体的に記述してください。
・発達障害等の特別な配慮が必要な生徒に対する個別に最適な学習指導の工夫を具体的に記述してください。
・発達障害等の特別な配慮が必要な生徒に対する個別に最適な学習指導の結果を具体的に記述してください。
・発達障害等の特別な配慮が必要な生徒への接し方で難しかったことがあれば記述してください。

示した（表1）。

### ２．４　調査内容

教育実習中の課題として，「特別支援教育論」にて取り上げた発達障害（ASD・ADHD・LD，以下省略）等の生徒を，担当する学級で見つけるように指示した。そして，担任（担当）の先生に，発達障害等の生徒の存在について質問するようにも指示した。加えて，可能な限り該当する発達障害等の生徒が学級に場合，個別に最適な指導方法を考えて実施するように指示した（表2）。

## Ⅲ．結果

### ３．１　実習担当学級における発達障害等の生徒の実態

はじめに，担当する学級において，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒を発見したかについて，「発見できた」学生は3名（16.7%），「発見できなかった」学生は13名（83.3%）であった。発見できた3名の学生は，具体的な生徒の様相について，表3に示した。

次に，担当の先生に，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒について質問したかについて，「質問することができた」学生は13名（72.2%）であり，そのうち「回答が得られた」学生は8名（61.5%）であった（表4）。担当の先生から回答がえられた発達障害等の生徒の具体的な内容については，表5に示した。なお，担当する学級に在籍しないとの回答は，8件中4件（50%）であった。

### ３．２　実習担当学級における発達障害等の生徒への関わり

教育実習中に発達障害等の特別な配慮が必要な生徒に対する個別のアプローチを行ったかについて，「行った」学生は4名（22.3%）であり，「行わなかった」学生は14名（77.8%）であった。

また，担当の先生に発達障害等の特別な配慮が必要な生徒について質問し，存在しているとの回答が得られた4名（22.3%）の学生のうち，個別の対応をした学生は3名（16.7%）であり，個別の対応をしていない学生は1名（5.56%）であった。

加えて，担当の先生に発達障害等の特別な配慮が必要な生徒について質問し，回答が得られなかった5名（27.8%）の学生のうち，個別の対応をした学生は1名（5.56%）であった。

発達障害等の特別な配慮が必要な生徒に個別の対応した4名の学生の記述を表6に示した。事例Aでは，実験操作の失敗を悔やむ生徒への対応について，励ます言葉がけをしたがうまくいかなかなったことがあげられた。

表３　教育実習中に学生が見つけた発達障害等の生徒の具体的な様相

- クラス等の大勢の前で発表することができない生徒。
- 学校を休みがちな生徒で，出席日数が足りなかったからか留年を経験している生徒であった。授業日に来てくれることがあり，その時は至って真面目に聞いてくれていたが，周りの生徒との会話は少ない印象を受けた。
- 普段は明るいが，一度後ろめたい感情を抱くと歯止めが効かなくなる生徒であった。自分の失敗で周囲に迷惑がかかることが許せない様子で，その状態に陥るとうずくまって動かなくなってしまっていた。
- ADHDであったが，先生からそのことを聞くまではわからないほどクラスになじめているほどであり，初対面である私の話も抵抗なく聞いてくれた。授業も集中して聞いてくれて，他の生徒と違いはあまり見られなかった。

表４　担当の先生に発達障害等の特別な配慮が必要な生徒について質問したか否か（n=18）

| | 回答が得られた | % | 回答が得られなかった | % | 計 | % |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 質問した | 8 | 44.4 | 5 | 27.8 | 13 | 72.2 |
| 質問しなかった | 0 | 0 | 5 | 27.8 | 5 | 27.8 |

表５　担当の先生から聞いた発達障害等の特別な配慮が必要な生徒の具体例

- 軽度の発達障害を持っている生徒は一定数いる。
- 発達障害の生徒は特にいないが，緑色のチョークが見づらい生徒がいる可能性があるとのことだった。
- 集団での行動が少し苦手であり，体育祭の際には生徒の待機所にずっといるのが難しく先生の休憩所にもたびたび行くことがあった。一方で決めたことはやりきるという性格であり帰りのHR前のカレンダーや時間割の変更は毎日取り組んでいた。一年生の時には授業中に立ち歩くことがあったが，今はそのような行動は見られなかった。先生の回答によればクラスの雰囲気や授業になれてきたためであるそうだ。
- 生徒の中には，学習障害や衝動性を持った生徒はいる。生徒に合った対応が必要だ。

表6　教育実習中の発達障害等の特別な配慮が必要な生徒への個別対応

| 事例 | 学習指導の工夫 | 学習指導の結果 | 指導の課題 |
|---|---|---|---|
| A | 後ろめたい感情に歯止めが効かなくなる生徒について，実験操作の失敗をずっと悔やんでいたため，フォローする方法を提案し続けた。周りの生徒も全く気にしていない様子だったことにも触れ，励ました。 | うずくまったまま動かなかったため，指導教員を呼んだ。いくら挽回する方法があったとしても，自分が失敗を犯した事実が許せないと主張していた。指導教員と話をした後は落ち着いた様子で実験に取り組んでいた。 | 本人から話してくれることが少なく，話す機会さえない生徒がいる点は指導の上で大きな障害であった。話ができても，こちらから伝える内容が悪影響を及ぼさないか常に気をつけなければならないことも難しかった。 |
| B | 緑色の黒板に対して緑色のチョークを使うとよく見えないという生徒がいる可能性があるとのことだったので，緑色のチョークを極力使わないように授業を展開した。 | 黒板の色分けをしたい時，どうしても緑色しか使える色がない時には緑色を使わざるを得なかったが，そうでない時には緑色を極力使わずに授業を展開することができた。 | 指導をした分野的に色分けが必要で，特に図を書く際に大量の色分けが必要だったので緑色を極力使わないように板書を考えるのが難しかった。 |
| C | 私が授業を行う際には特段意識して何かを変えることはしなかった。なぜなら私が担当した生徒は自分やることを決めたらやりきる性格の生徒であったため，教員側から何かを働きかけることは彼のルーティンを崩してしまいかえってよくないのではないかと考えたからだ。 | 実際授業では私の説明に対してうなずきながら話を聞いてくれ，あえて変えることは必ずしも必要となることではないと考えた。 | 実際，他の生徒のとの対応をなるべく変えないようにしてはいたが，彼がADHDだと知っているだけで普通に話そうとしてどうしてもそれを意識してしまい，それが会話のぎこちなさに出てしまった。 |
| D | 演習などの際に明らかに周りの生徒と比べ遅れをとっている生徒が居た場合は，優しく指導をするようしていた。 | 全体を通して，明らかに授業について行けないという生徒の数を減らすことができた。 | 発達障害か否かに限らず，授業においてどこでつまずいているかをその生徒の目線に立って考える事が難しかった。 |

学生自身が語る生徒への言葉の影響力を課題とした。事例Bでは，色覚への配慮があげられた。板書方法の工夫についての課題があげられた。事例Cは，発達障害の診断がある生徒への対応について，あえて特別な配慮をしなかった事例であった。診断名を知ったことで，かえって意識しすぎてしまいスムーズに会話ができなかったことが課題としてあげられた。事例Dは，他の生徒よりも作業が遅れる生徒への個別対応に関する事例であった。生徒の目線に立って適切なサポートを行うことの難しさがあげられた。

## Ⅳ．考察

教育実習を行った学生の中で，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒へ具体的に対応したのは4ケース（22.2%）であった。その他は，発見できなかったケースや実際に担当の先生より在籍していないと言われたケースであった。生徒の存在について担当の先生に質問することができなかったケースもみられた。

高等学校は小中学校に比べて，特別支援教育への理解や対応が遅れていることが指摘されている。そのため，担当の先生自身が生徒の学校不適応の原因を，性格や気質に起因すると捉えている可能性が示唆される。また，学生自身は，一般的な知識のみの習得では，教育実習中に特別な配慮が必要な生徒の困難さを的確に把握することが難しいかつ見落としてしまう可能性が推測される。加えて，教育実習中は学習指導案の作成，模擬授業等に多くの時間を割くため，個々の特別な教育的ニーズを把握することが物理的に難しい場合もある。

吉田・佐藤（1991）は，教育実習中に学生が様々な「ネガティブな揺れ」を体験することが教育実習を効果的にすると述べている。そこで，教育実習の中で様々な制約があるが，学生が担当の先生と協働し，いかに発達障害等の特別な配慮が必要な生徒の困難さを把握し，個々の状況に合わせたアプローチを実践することを，各大学の教育実習の事前指導および実習先の学校において取り組まれることを期待する。

具体的な指導方針として，特別な配慮が必要な子どもへの支援では，子どもの表情や言動などをしっかりととらえ，事実に基づき冷静に検討することが必要である。そして，「本当に子どもにとっての支援になっているか」という視点で“子どもの表情や言動などの事実”に即して自由で活発な議論を行い，支援内容や授業を検討することが大切である（青山，2013）。

本研究に協力した学生らは，上記の指導が十分に行われたとは言い難い。しかしながら，発達障害等の特別な配慮が必要な生徒へ支援した学生は，「言葉の影響力」，「教育方法の更なる工夫」，「診断のバイアス」，「生徒目線の意識」といった，高次の課題を見出すことに繋がる経験を得た。本研究では4ケースではあっ

たが，限られた知識のみでも通常学級において有益な学びを得ることが出来たと推察する。彼らについて，なぜ，上記の学びが得られたのかという背景要因を把握し，大学での事前指導に生かすことが急務である。例えば，学生自体の教職課程に関するモチベーション（教師の志望度），発達障害等の特別な配慮が必要な子どもに対応した経験の有無，担当の先生が実習校の特別支援教育に関する知識や理解および意欲の度合い，大学の授業において効果的であった内容等，様々な要因を包括的かつ実証的に捉えて指導プログラムを構築していくことが今後の課題である。

## 引用

1） 青山芳文（2013）発達障害等のある子どもへの「指導」や「支援」．佛教大学教職支援センター紀要（5），pp1-20.

2） 中瀬浩一（2018）特別の支援が必要な子どもに対して、教育実習を経験した学生はどのような支援を考えるか？．同志社大学教職課程年報（7），pp19-31.

3） 吉田道雄・佐藤静一（1991）教育実習生の児童に対する認知の変化―実習前、実習中、実習後の「子ども観」の変化．日本教育工学会論文（15），pp93-99.